

電子帳簿保存法 実務者向け研修会

2022年1月1日より、改正電子帳簿保存法が施行され、国税関係の帳簿・書類のデータ保存について、抜本的な見直しが行われました。


「電子取引」に関するデータ保存の義務化について、2023年12月末までの2年間に行われた電子取引については従来どおりプリントアウトして保存しておくことが認められることとなり、それに対応するための省令改正等が行われました。

適用開始は2024年からです。しかし、2023年に消費税のインボイス制度の導入があるため、事業者の方は対応に時間がとられてしまいます。2023年末に困らなくてよいように、現段階から電子帳簿保存法の理解を深め、自社でどのように対応すべきか検討しておく必要があります。

準備と対応策を分かりやすく解説していきますので、是非ご参加ください。

申込先：公益社団法人札幌北法人会 事務局 FAX 011-709-8830 TEL 011-709-8802

開催日時	① 令和5年2月14日(火) 13:30~15:00	受講料 無料
	② 令和5年2月16日(木) 13:30~15:00	
会場	札幌サンプラザ2階(札幌市北区北24条西5丁目)	
定員	各日60名(定員になりましたら、お断りの連絡をさせていただきます)	

担当講師	 <p>ITコーディネータ 田坂 和 大 氏 戦略経営ネットワーク協同組合 副理事長 札幌大学 非常勤講師 北海道ITコーディネータ協議会 事務局長</p>	<p>電子帳簿保存法の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・制度の概要と特徴 ・対象とする範囲 ・電子取引について ・電子帳簿/電子書類について ・スキャナ保存について 	カリキュラム
	<p>導入の手順・方法について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インボイス制度との関係 ・電子帳簿認定ソフト ※JIIMA 認証情報 ・電子帳簿保存法に違反した場合の罰則 ・その他運用上の留意点 		

下記申込書にご記入の上、お申し込みください。【 FAX 番号 011-709-8830 】

◆◆◆ 電子帳簿保存法 実務者向け研修会 参加申込書 ◆◆◆

《 ↓↓↓↓ 希望日に○印をお願いいたします。↓↓↓↓ 》

① 令和5年2月14日(火) or ② 令和5年2月16日(木)

会社名		○で囲む	法人会会員・非会員
所在地		TEL	
		FAX	
参加者名		参加者名	

〔お願い〕 * 申込後、受講できなくなった場合は、事務局までご連絡ください。 * 公共交通機関をご利用願います。
* 新型コロナウイルスの感染が収束せず、研修会を中止する場合はご連絡いたしますので、電話番号・FAX 番号は必ずご記入願います。
* 新型コロナウイルス感染対策として消毒液の設置や換気、検温、座席間隔の確保等を行います。マスクの着用、咳エチケットにご協力願います。